(七)　漁業協同組合（水産業協同組合法第一一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）
農林中央金庫
株式会社商工組合中央金庫
株式会社日本政策投資銀行
(八)　信用協同組合及び協同組合連合会（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）
労働金庫及び労働金庫連合会
(九)　農業協同組合（農業協同組合法第一〇条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）
(十)　漁業協同組合（水産業協同組合法第一一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）
農林中央金庫
株式会社商工組合中央金庫
株式会社日本政策投資銀行

2　法第三九条の二五第四項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとすることとした。（第二条関係）
(一)　農業協同組合法
(二)　水産業協同組合法
(三)　中小企業等協同組合法
(四)　協同組合による金融事業に関する法律
(五)　海上運送法
(六)　信用金庫法
(七)　長期信用銀行法
(八)　労働金庫法
(九)　銀行法
(十)　農林中央金庫法
(十一)　株式会社日本政策金融公庫法
(十二)　株式会社商工組合中央金庫法
(十三)　株式会社日本政策投資銀行法

3　法第三九条の二三に規定する導入促進円滑化業務が行われる場合における株式会社日本政策金融公庫法施行令第三〇条第一項並びに第二項の規定の適用について、所要の読替規定を整備することとした。（第三条関係）

4　この政令は、令和三年八月二〇日から施行することとした。

◇**造船法施行令**（政令第二三四号）（国土交通省）

1　造船法第一七条第一項第一号の政令で定める金融機関は、次のとおりとすることとした。（第一条関係）
(一)　銀行
(二)　長期信用銀行
(三)　信用金庫及び信用金庫連合会
(四)　信用協同組合及び協同組合連合会（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）
(五)　労働金庫及び労働金庫連合会
(六)　農業協同組合（農業協同組合法第一〇条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）
(七)　漁業協同組合（水産業協同組合法第一一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）
農林中央金庫
株式会社商工組合中央金庫
株式会社日本政策投資銀行
(八)　造船法第一七条第四項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとすることとした。（第二条関係）
(一)　農業協同組合法
(二)　水産業協同組合法
(三)　中小企業等協同組合法
(四)　協同組合による金融事業に関する法律
(五)　造船法
(六)　信用金庫法
(七)　長期信用銀行法
(八)　労働金庫法
(九)　銀行法
(十)　農林中央金庫法
(十一)　株式会社日本政策金融公庫法
(十二)　株式会社商工組合中央金庫法
(十三)　株式会社日本政策投資銀行法

3　造船法第一五条に規定する事業基盤強化促進円滑化業務が行われる場合における株式会社日本政策金融公庫法施行令第三〇条第一項並びに第三一条第一項及び第二項の規定の適用について、所要の読替規定を整備することとした。（第三条関係）

4　この政令は、令和三年八月二〇日から施行することとした。

政令

政令第二百三十号

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和三年八月十三日

内閣総理大臣　菅　義偉

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第三項第一号及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条を第六条とし、第二条を第五条とする。

第一条中「ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第四条とし、同条の前に次の三条を加える。

（位置情報記録・送信装置の範囲）

第一条　ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項第一号の政令で定める装置は、地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第四項に規定する衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）として記録し、又はこれを送信する機能を有する装置をいう。

（位置情報の取得方法）

第二条　法第二条第三項第一号の政令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録として記録された位置情報を視覚により認識することができる状態にして閲覧する方法

二　位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得する方法（当該電磁的記録を他の記録媒体に複写する方法を含む。）

三　位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法（当該方法により取得された位置情報を他人の求めに応じて提供する役務を提供する者から当該役務を利用して当該位置情報の提供を受ける方法を含む。）

（位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為）

第三条　法第二条第三項第二号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　その所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること。

二　位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること。